

返戻金制度について

株式会社アパイル
愛知県一宮市音羽三丁目6番19号
中村事務所2F
TEL(0586)25-8161 FAX(0586)25-8175
許可番号 23-ユ-301018

採用決定者が求人者に入社後6ヶ月以内に自己都合により退社し、もしくは本人の責めに帰すべき理由により解雇されるに至った場合、当社は求人者からの請求に基づき、求人者に対し下記に定める金額を返金する。

	紹介予定派遣	有料職業紹介
(1) 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合	50%	80%
(2) 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合	0%	50%
(3) 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満に雇用契約が終了した場合	0%	10%

但し、退職等が求人者の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容を著しく異なることに起因する場合、求人者の法令違反行為に起因する場合及び採用決定者の死亡、天災事変等、不測の事態による場合はこの限りではない。

また、返戻金制度等の詳細につきましては、人材紹介契約書により別の定めをする場合がある。